

那覇市上下水道局お客様センター業務委託候補事業者の選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 那覇市上下水道局お客様センター業務委託（以下「本業務」という。）の委託候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、公平性・客観性を確保するため、那覇市上下水道局お客様センター業務委託候補事業者の選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、経過及び結果を那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

- (1) 参加資格者の審査に関すること。
- (2) 業務提案書の内容の審査及び評価に関すること。
- (3) その他委託候補事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織し、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 有識者及び市民のうちから、管理者が適任と認める者
- (2) 上下水道部副部長（事務）
- (3) 上下水道部企画経営課長
- (4) 上下水道部料金サービス課長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、本業務の契約締結の日までとする。ただし、管理者が別に定める場合はこの限りではない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は有識者から選任し、副委員長は上下水道部副部長（事務）とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 3 委員長が不在のとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議内容の公開)

第7条 委員会の会議内容は、プロポーザル参加事業者からの提案内容等を審査するという性格上、法人その他の団体に関する情報を公にすることで競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるため不開示とする。ただし、委託業者に決定しなかったプロポーザル参加事業者が、指定した期間内に決定しなかった結果の説明を請求してきた場合は、この限りではない。

(責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、第2条に規定する事項に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に係る議事に加わることができない。
- 3 委員は、直接間接を問わず、委託候補事業者に係る企画提案に関与してはならない。委員が当該企画提案に関与したことが判明したときは、その委員が関与した企画提案を審査対象から除くものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。ただし、那覇市上下水道局が公表した情報についてはこの限りではない。

(事務局)

第10条 委員会の所掌事務を処理するため、事務局を上下水道部企画経営課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、管理者がその都度定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月21日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。